



第4期 阿蘇市障がい者計画

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

がいのようばん
概要版



令和6年3月
阿蘇市



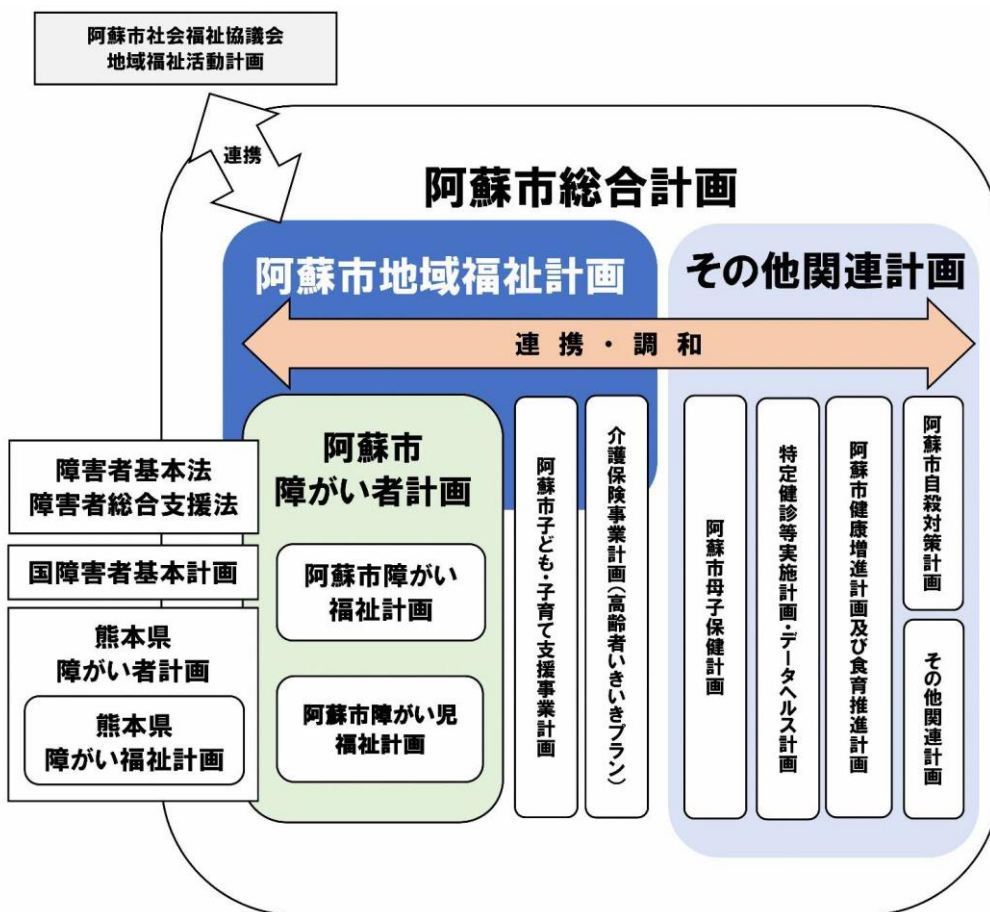
阿蘇市では、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら暮らす共生社会を実現するため、障がい者の自立と社会参加の支援等の施策に関する基本的な計画である障がい者計画を策定し、日々取り組んでいます。

この度、令和6年度から令和11年度までの6年間に計画期間とする「第4期阿蘇市障がい者計画」を策定しました。

今後も、様々な分野における障がい福祉施策を推進していきます。

計画の位置づけ

◆上位・関連計画、根拠法



計画の期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

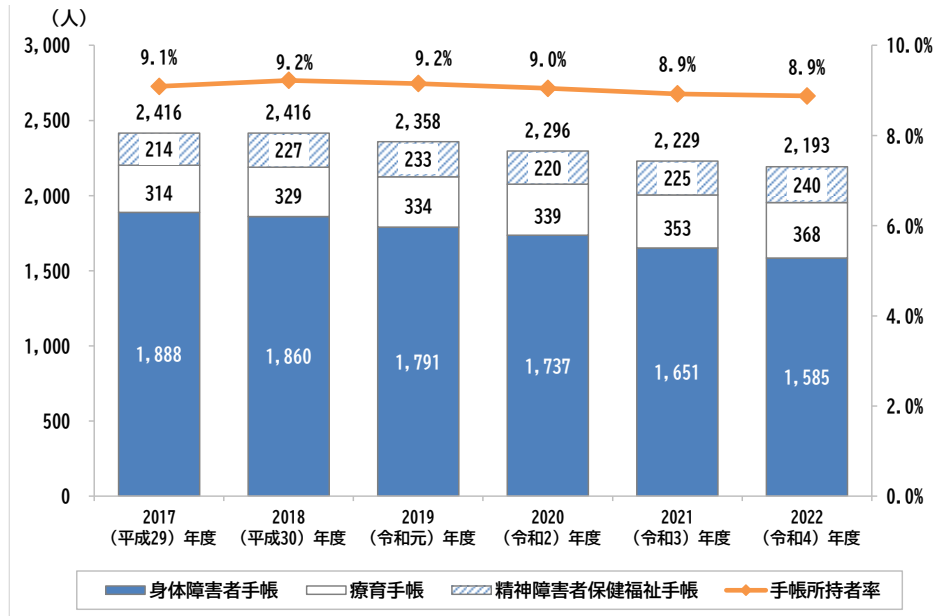
R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度	R11 (2029) 年度
障がい者計画 (第3期)			障がい者計画 (第4期)					

阿蘇市の障がい者の現状

○身体障害者手帳所持者数→減少傾向

○療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数→増加傾向

◆障がい者手帳所持者の推移

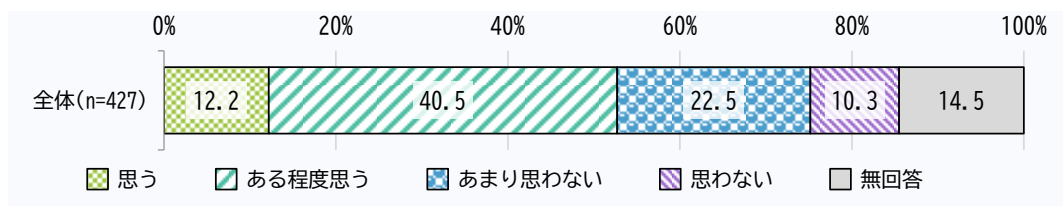


資料：阿蘇市：[手帳所持者数] 阿蘇市福祉課 [総人口]住民登録人口（各年度3月31日現在）

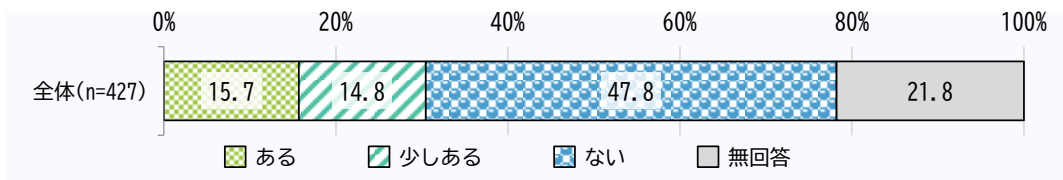
◆市民アンケート結果（抜粋）

令和5年10月実施

○阿蘇市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合 52.7%
(思う・ある程度思う)



○障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがある割合 30.5%
(ある・少しある)



計画の基本理念と基本原則

基本理念

障がいがあってもなくても、
互いに人格と個性を尊重し、
ともに歩む社会の実現

基本原則

みんなといっしょに 自分らしく 暮らせるまち

- ▼障がいのある人が、社会のすべての場面に参加できるようにします。
- ▼障がいのある人が、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らすことができるようにします。
- ▼障がいのある人が、言語やその他のコミュニケーション手段（点字、手話、要約筆記、筆談）を選べるようにします。

差別のない安心して 暮らせるまち

- ▼障がいがあるからという理由で障がいのある人を差別しない社会をつくれます。
- ▼社会的障壁（社会のかべ）のために困っている障がいのある人がいる場合、障がいのない人と同じように社会生活を送れるような環境づくりに取り組みます。（合理的配慮）

基本方針

共生社会の実現に向け、障がいのある人たちの自立及び社会参加の支援等のため、9つの基本方針による施策を総合的かつ計画的に実施します。

（1）障がいのある人の権利を守ります

障害者差別解消法等に基づき障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者等の権利擁護のための取り組みを推進します。

- 障がいのある人もない人も、みんながお互いのことを大切にできる社会をめざします。
- 障がいを理由とした差別や虐待（無視やいじめなど）をなくしていきます。
- 障がいのある人がいやな思いをしたときに、相談しやすくします。
- 障がいを理由とする差別をなくし、もめごとを解決する仕組みをととのえます。
- 自分で決めることが難しい人の手助けの仕組みをより良くします。

(2) 地域での生活を支援します

すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障がい者等が人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。

- 障がいのある人が、困ったことを相談しやすい体制にします。
- 住みなれた地域で暮らすことができるように、福祉サービスを充実させます。
- 障がいのある人が、乳幼児期から大人になるまで手助けが受けられるようにします。
- 入所施設などにいる人が、施設から出て地域で暮らせるように努めます。
- 「自分のことは自分で決める」という、自己決定を大切にします。自分で決めることが難しい人には、決めるための手助けをします。

(3) 身近な地域で医療を受けられるようにします

障がいのある人が身近な地域で保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組みます。

- 障がいのある人が、身近な地域で病院や歯科医院へ通うことができるようにします。
- 精神的な病気で長く入院している人が退院したときに、身近な地域で生活できるようにします。
- 難病（治すことが難しい病気）の人と家族の暮らしを手助けします。
- 障がいのもとになる病気やけがを少しでも防ぐことができるような取組みをします。

(4) 教育や芸術活動、スポーツ等を支援します

障がいのある児童生徒が必要な支援の下、年齢、能力及び特性に応じた教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築します。また、障がい者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境整備等を推進します。

- 障がいのある児童生徒、一人ひとりに合った教育を受けられるようにします。
- 障がいのあるなしに関係なく、十分な教育をできるだけいっしょに受けられるようにします。
- 学校の建物や教室、教科書などを使いやすくします。
- 障がいのある子どもに合った教育が受けられるよう、学校の先生の研修会や勉強会を開きます。
- 障がいがあっても、大学などで勉強できるように手助けします。
- 障がいのある人がいろいろな芸術活動（絵を描く、演奏を聴くなど）やスポーツを楽しめるようにします。
- 障がいのある人の芸術活動やスポーツが広まるようにします。

(5) 働くことができるようにします

一般就労を希望する障がい者等にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である障がい者等には就労継続支援事業所での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。併せて、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

- 障がいのある人が働くことができるような手助けをします。
- 身近な地域で仕事をみつけるための相談ができるようにします。
- 障がいがあっても働く人が増えるようにします。
- 一般就労が難しい人のために、支援を受けながら働くことができる障害福祉サービスを充実させます。
- 働くための手助けとあわせて、障害年金や福祉手当など、生活のために必要なお金を受け取れるようにします。

(6) 住まいや生活する場所を良くします

障がい者等が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。

- 障がいがあっても、できるだけ住みなれた地域で暮らすことができるように、住む場所や出かける場所を使いやすくします。
- 地域で暮らすための住まい（グループホームなど）の確保につとめます。
- 電車やバスなどの乗り物を乗りやすくなるように交通事業者に働きかけます。
- 役所や公園など、たくさんの人が使う場所を使いやすくします。
- 火事や地震などが起きたとき、周りの人が助けてくれるような仕組みをつくります。

(7) 情報をうまく伝えるようにします

情報通信手段の利用しやすさの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

- 障がいのある人が情報を集めやすくするための具体的な方法を考えます。
- 目や耳に障がいのある人でもお知らせ端末、インターネット（パソコン、スマートフォン、タブレットなど）などを使って、情報を集めやすい環境整備を図ります。
- 障がいがあることで話すことや聞くことが難しいときに、手助けする人を増やします。
- 役所からのお知らせは、障がいのある人にもわかりやすいようにします。
- 障がい特性に応じ、手に届く場所にパンフレットを設置したり、目につきやすい場所に掲示物を貼るなど、物理的配慮を行います。

(8) 安全に暮らせるための環境づくりに取り組みます

防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護を図ります。このことにより、障がいのある人が、安全・安心な地域社会の中で生活することができるノーマライゼーション（共生）社会の実現を目指します。

- 障がいのある人が安全に暮らせるよう、地震や台風などの災害へ備え、犯罪（盗みや暴力など）に巻き込まれないようにします。
- 地震や台風などの災害が起きたとき、皆さんが困らないようにします。
- 地域の人や警察の職員に障がいのある人のことを知ってもらい、犯罪へ巻き込まれないようにします。
- 障がいのある人がいらぬものを無理に買わされたり、悪い人にだまされたりしないようにします。

(9) 市役所や選挙などでの配慮を充実します

障がい者等が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員における障がい者理解の促進に努めるとともに、障がい者がその権利を円滑に行使することができるように、選挙時等における配慮を行います。

- 役所で働く人は、障がいについて研修して、理解するようになります。
- 障がいのある人が、役所で手続き（申込みなど）をするときに、適切な配慮をします。
- 障がいがあっても選挙に参加できるよう、投票する場所へ出入りしやすくするなど、手助けの仕組みをつくります。

基本理念

障がいがあってもなくても、互いに人格と個性を尊重し、ともに歩む社会の実現

【基本原則】

みんなと一緒に
自分らしく暮らせるまち

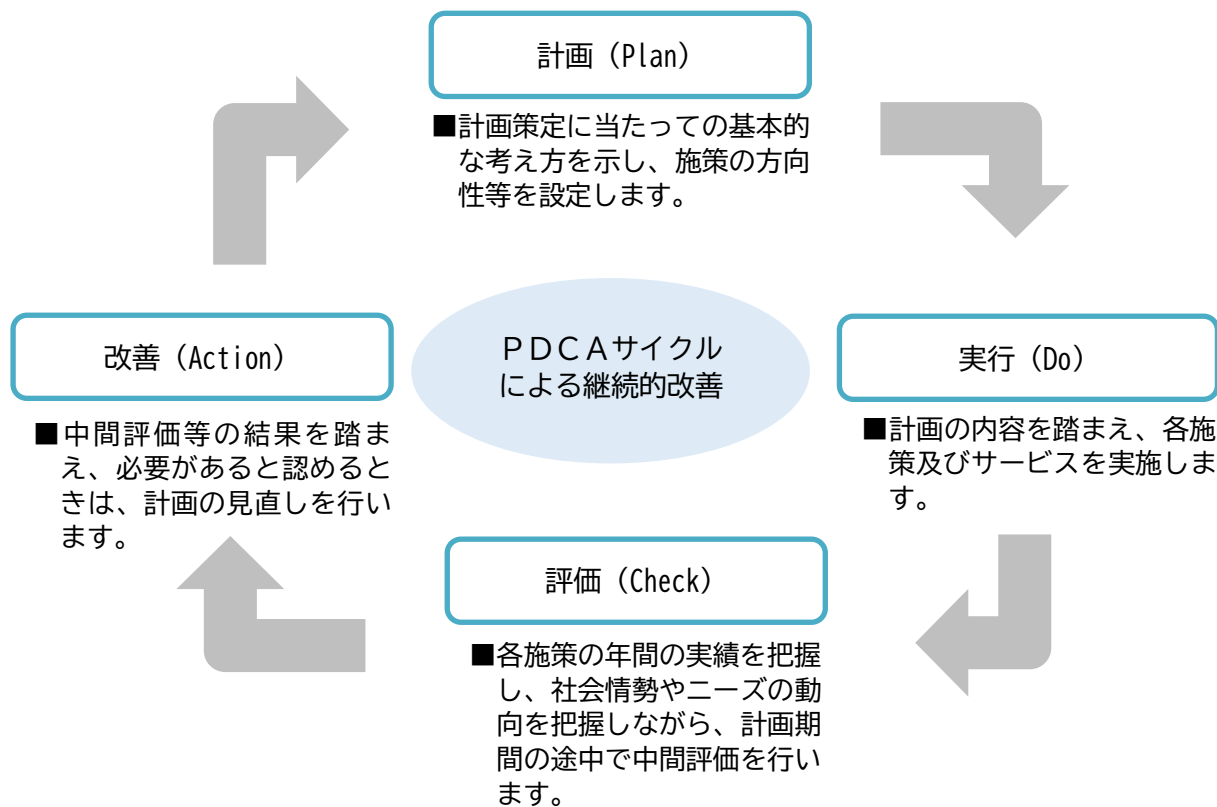
差別のない
安心して暮らせるまち

【基本方針と主要施策】

- 1. 障がいのある人の人権を守ります**
 - (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
 - (2) 人権・権利を擁護するための仕組みづくり
 - (3) 成年後見制度の周知・普及
- 2. 地域での生活を支援します**
 - (1) 相談支援体制の充実
 - (2) 生活を支援するサービスの充実
 - (3) 地域生活への移行支援
 - (4) 重度障がい児・者への支援
 - (5) 早期療育の充実
 - (6) 情報提供の充実とサービスの質の向上
- 3. 身近な地域で医療を受けられるようにします**
 - (1) 障がいの発生予防及び早期発見
 - (2) 精神保健・医療施策の推進
 - (3) 総合的な医療施策・リハビリテーションの充実
 - (4) 保健・医療・福祉の連携強化
- 4. 教育や芸術活動、スポーツ等を支援します**
 - (1) 相談・支援体制の拡充
 - (2) 幼児期における共に育つ場及び機会の拡充
 - (3) 学校教育の充実
 - (4) 学校等のバリアフリーの充実
 - (5) 学校卒業後の多様な進路の確保
 - (6) スポーツ、文化芸術活動の振興
- 5. 働くことができるようにします**
 - (1) 就労の推進
 - (2) 市役所における障がい者雇用の推進
 - (3) 障がい者等の雇用・就労機会の拡充
 - (4) 福祉的就労の場の充実
 - (5) 就業の確保等の総合的な相談機能の拡充
- 6. 住まいや生活する場所を良くします**
 - (1) 福祉環境整備の促進
 - (2) 住宅・住環境の整備推進
- 7. 情報をうまく伝えるようにします**
 - (1) 情報のバリアフリー化の推進
 - (2) 情報・意思疎通の支援の充実
- 8. 安全に暮らせるための環境づくりに取り組みます**
 - (1) 災害時の避難・救助体制等の充実
 - (2) 災害時の多様な情報伝達の実施
 - (3) 防犯教室等による啓発活動の実施
- 9. 市役所や選挙などでの配慮を充実します**
 - (1) 市役所における配慮及び障がい者理解の促進等
 - (2) 選挙における配慮

計画の進行管理

定期的に調査・分析・評価を行うとともに、阿蘇市障がい者計画等策定委員会の意見を聞きながら、計画の進行状況の把握に努めます。



編集・発行 阿蘇市 福祉課

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1

電話 0967-22-3167 (直通) F A X 0967-35-4114